広島県水道広域連合企業団議会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年１月 18 日

広島県水道広域連合企業団議会議長　安　井　裕　典

広島県水道広域連合企業団議会規則第１号

広島県水道広域連合企業団議会事務局処務規則の一部を改正する規則

広島県水道広域連合企業団議会事務局処務規則（令和５年広島県水道広域連合企業団議会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （議会事務局の職員）<br>第２条　議会事務局に、議会事務局長、書記及びその他必要な職員を置く。<br>２　書記の職名は議会事務局次長、主査、主任及び主事とする。<br>（職務）<br>第３条　（略）<br>２　議会事務局次長は、議会事務局長を助け、局務を整理し、事務を監督する。<br>３　主査は、上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。<br>４　主任は、上司の命を受け、事務を掌る。<br>５　主事は、上司の命を受け、事務に従事する。<br>（職務の代理）<br>第４条　議会事務局長に事故があるとき又は議会事務局長が欠けたときは、議会事務局次長が、その職務を代理する。<br>２　議会事務局次長に事故があるとき又は議会事務局次長が欠けたときは、議長が指定する職員が、その職務を代理する。<br>（分掌事務）<br>第５条　（略）<br>⑴―⑾　（略）<br>（決裁の手続）<br>第６条　事務は、原則として、直属の上司の意思決定を受け、決裁を受けなければならない。<br>（専決及び代理決裁に関する原則）<br>第７条　事務は、第８条及び第９条の定めるところにより、専決又は代理決裁することができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、専決又は代理決裁することができない。<br>⑴　特命があった場合<br>⑵　事案が重要又は異例と認められる場合<br>⑶　事案について疑義若しくは紛議があ | （職の設置）<br>第２条　議会事務局に、議会事務局長及び書記を置く。<br>２　前項に定めるもののほか、議会事務局に必要な職員を置くことができる。<br>（職務）<br>第３条　（略）<br>２　書記及びその他の職員は、上司の命を受け、議事その他の事務に従事する。<br>（分掌事務）<br>第４条　（略）<br>⑴―⑾　（略） |

<table>
<tr>
<td>
り、又は紛議が生じるおそれがある場合<br>
２　専決した事項は、必要に応じ、議長に報告しなければならない。<br>
３　代理決裁した事項については、すみやかに議会事務局長の後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ、議会事務局長の承認を得た事項については、この限りでない。<br>
（議会事務局長の専決事項）<br>
第８条　（略）<br>
⑴―⑸　（略）<br>
２　議会事務局次長及び主査（事務分掌でリーダー業務を行うこととされている者に限る。以下同じ。）は、議会事務局長の専決事項のうち、議会事務局長が、議長の承認を得て指定するものについて、専決することができる。<br>
（専決事項の代理決裁権者及び代理決裁の順位）<br>
第９条　専決事項について、決裁権者が不在のときは、次表左欄に掲げる決裁区分に応じ、同表中欄に掲げる第一順位者が代理決裁し、第一順位者も不在のときは、同表右欄に掲げる第二順位者が代理決裁することができる。
<table>
<tr><th>決裁区分</th><th>第一順位者</th><th>第二順位者</th></tr>
<tr><td>議会事務局長</td><td>議会事務局次長</td><td>主査</td></tr>
<tr><td>議会事務局次長</td><td>主査</td><td>事務局長が指定する職員</td></tr>
<tr><td>主査</td><td>事務局長が指定する職員</td><td></td></tr>
</table>
（文書の記号及び番号）<br>
第10条　議会事務局において収受及び発送する文書には、記号及び番号をつけなければならない。<br>
２　記号は、「広水議」とし、番号は、文書件名簿により会計年度による一連番号をつける。<br>
３　同一事業に属する文書の番号は、当該文書の処理が完結するまでは、会計年度ごとに同一番号をつけなければならない。<br>
（条例等の記号及び番号）<br>
第11条　議会法規には、その種類ごとに、記
</td>
<td>
（議会事務局長の専決事項）<br>
第５条　（略）<br>
⑴―⑸　（略）<br>
（議会事務局長の専決事項の代理決裁）<br>
第６条　議会事務局長の専決できる事項について、議会事務局長が不在のときは、議会事務局長があらかじめ指定する職員がその事項を代理決裁することができる。<br>
（後閲）<br>
第７条　代理決裁した事項については、すみやかに議会事務局長の後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ、議会事務局長の承認を得た事項については、この限りでない。<br>
（報告義務）<br>
第８条　専決した事項は、必要に応じ、議長に報告しなければならない。
</td>
</tr>
</table>

| | |
|---|---|
| 号及び番号をつけるものとする。<br>２　前項の記号は、それぞれ「広島県水道広域連合企業団条例」、「広島県水道広域連合企業団議会規則」、「広島県水道広域連合企業団議会事務局告示」とする。<br>（公文の署名）<br>第 12 条　文書の署名は、議会又は議長名をもってする。ただし、軽易なものは議会事務局長名をもってすることができる。<br>（公印）<br>第 13 条　（略）<br>（準用）<br>第 14 条　議会事務局の職員の服務及び事務の処理については、この規則に定めるもののほか、広島県水道広域連合企業団事務局の例による。<br><br>別表（第 13 条関係）<br>（略） | （公印）<br>第９条　（略）<br>（準用）<br>第10条　議会事務局の事務の処理については、この規則に定めるもののほか、広島県水道広域連合企業団事務局の例による。<br><br>別表（第９条関係）<br>（略） |

附　則

この規則は、公布の日から施行する。